

福岡県アレルギー疾患医療拠点病院の選定要件

＜必須要件＞

要件 1 : 拠点病院には、アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域の専門的な知識と技能を有する医師が常勤していること。常勤しない診療科がある場合、アレルギー専門医が常勤している他の医療機関の診療科と連携していること。
なお、「アレルギー疾患の診療経験が豊富な医師」とは、一般社団法人日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師とする。

要件 2 : 小児から高齢者までの診療を担うことができる。

＜望ましい要件＞

要件 3 : 小児アレルギーエデュケーター等の資格を持つ薬剤師、看護師、栄養士のいずれかが配置されていることが望ましい。

要件 4 : 次の実施をしていることが望ましい。

- ① アレルゲン同定の検査実施及び評価（血液検査、プリックテスト、パッチテスト等）
- ② アナフィラキシーの原因同定
- ③ 肺機能検査、呼気NO測定、呼吸抵抗測定等を用いた評価
- ④ 運動誘発試験を含む食物経口負荷試験の実施及び評価
- ⑤ アレルゲン免疫療法の実施（舌下）
- ⑥ 重症及び難治性気管支喘息の治療
- ⑦ 重症及び難治性のアトピー性皮膚炎、アレルギー性皮膚疾患の治療
- ⑧ 重症及び難治性の下気道、眼、皮膚疾患に影響する上気道疾患の治療
- ⑨ 重症及び難治性の眼領域アレルギー疾患の治療
- ⑩ 重症及び難治性アレルギー疾患の長期管理
- ⑪ 重症及び難治性食物アレルギーの長期管理